

令和3年9月6日

新型コロナウイルス デルタ株感染拡大に関する緊急要望

埼玉県議会 無所属県民会議
代表 岡 重夫

新型コロナウイルスの新規陽性者は増加の一途をたどり、重症者も増え、感染爆発とも言える状況に至っている。医療体制も逼迫し、入院や宿泊療養もままならず、自宅療養者が悪化しても入院できず、死亡する事例も発生している。また、教育現場では2学期が始まり、さらなる感染リスクの増大が懸念されている。

様々な県の施策を総動員し、県民の命を守るため、下記の通り要望する。

記

<医療体制>

- ◆抗体カクテル療法の実施医療機関を増やすこと。またより多くの外来で対応できるように支援すること
- ◆医療機関等が独自に酸素ステーションを設置する取組について、県として財政支援を行うこと
- ◆中等症専用の臨時仮設医療施設を増設すること
- ◆県内に所在する国有施設を宿泊療養施設として利用できるように国に要望すること

<情報把握・情報発信>

- ◆陽性判明者に対するワクチン接種状況を把握し、県としてワクチン接種の効果に関するエビデンスを蓄積すること。また蓄積データを発信することでワクチン接種を促すこと
- ◆酸素ステーションが稼働した際には、その活用状況を把握し、日々の「検査陽性者・疑い例検査数の状況」の中で公表すること

<教育局関係>

◆県教育委員会として、県立学校及び県内市町村立学校で働く教職員のワクチン接種状況を把握し、接種が進んでいない地域・学校のワクチン接種を推進すること

◆国の指針により、小・中学校において児童・生徒に感染の可能性が考えられる場合、子供自身により抗原検査キットで検体採取するとあるが、感染リスクや正確な判定結果への懸念も生ずるため、見送ること。

同様に、教員による検体採取補助も感染リスクが高いため、慎重に判断し、医療機関への診察を基本とするよう、市町村教育委員会に促すこと

◆2学期の開始にあたり、オンライン授業の実施を打ち出す市町村が増えてきたことを踏まえ、県教育委員会として、県内小中学校におけるオンライン活用の実施状況を把握すること

◆オンライン活用が遅れている市町村教育委員会に対して助言を行うこと

◆分散登校とオンライン学習の併用を行うにあたり、「学びの保障」「出欠席の取り扱い」「時数カウント」等の面において、各市町村教育委員会において適切に実施されているか実態を正確に把握し、児童・生徒に不利益が生じないようにすること

<県有施設関係>

◆エアロゾル感染を防止する取組を県有施設で実施すること

<妊婦支援>

◆コロナ陽性の妊婦は早産や重症化のリスクが高まるため、入院調整時の加点について現在規定されている37週（正期産）より以前の週数の妊婦についても加点することを検討すること

◆現時点で優先入院とならない37週未満のコロナ陽性の妊婦に対する緊急時の対応について、県、保健所、埼玉県周産期医療施設を中心とした県内医療機関との間で対応をあらかじめ協議すること

◆コロナ陽性となった妊婦は妊婦検診を受けることができないが、早産のリスクも高まることから妊婦検診の実施体制を整備すること

◆ワクチン接種を希望する妊婦やその家族を埼玉県ワクチン接種センターの優

先接種の対象とすること

<子育て世帯>

◆他に養育する者がいない保護者が新型コロナウイルス感染症に陽性となった場合の子どもの預け先について、児童相談所の一時保護で預かる場合の体制を整備すること

<ワクチン接種>

◆ワクチン接種を希望する妊婦やその家族を埼玉県ワクチン接種センターの優先接種の対象とすること（再掲）

<事業者支援>

- ◆協力支援金へのさらなる上乗せや融資に関する返済期間の延長を行うこと
- ◆温浴施設等の運営事業者に対する時短要請の徹底と独自の支援策を検討すること

<保健所の対応強化・負担軽減>

- ◆朝霞保健所など、特に業務過多となっている保健所の対応力を強化すること
- ◆保健所管内の幼稚園・学童・保育園等から「濃厚接触者リスト」が提出された場合、保健所として適切に対応すること
- ◆保健所管内の幼稚園・学童・保育園等に対して「濃厚接触者リスト」作成に関して再度周知徹底すること
- ◆現在、保健所が担当している新規陽性者の健康観察業務を早期に委託会社に戻すこと
- ◆濃厚接触者の特定を停止している間、陽性者が出た保育園、幼稚園、学童保育施設等に対して独自にPCR検査を行う場合、市町村職員でも保健所に代わって実施できるよう基準や用法を分かりやすく示すと共に、PCR検査に関わる財政的支援を行うこと
- ◆保健所の負担を軽減するため、保健所が実施している「パルスオキシメーターの貸出業務」や「食糧支援業務」を市町村に委託する方法も検討すること

また、委託が行われる際は、市町村に対して、パルスオキシメーターの提供などの「物資的支援」、食糧支援等実施に関わる「財政的支援」、また自宅療養対象者に関する「情報提供」についても、合わせて検討すること

<県から国への要望事項>

- ◆治療薬イベルメクチンの緊急認可を国に対して求めること

以上